

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成二十八年三月十五日
山口県条例第一号

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づく個人番号の利用に関する必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第二条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務（知事が処理するものに限る。以下同じ。）とする。

2 知事は、法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、同号に規定する利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、他の個人番号利用事務実施者から法の規定による当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(令六条例四・一部改正)

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第四七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第四五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第三四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年条例第三三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年条例第四号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝令和六年五月二七日)

附 則（令和七年条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）

（平三〇条例四五・全改、令二条例三四・令四条例三三・令七条例四三・一部改正）

機関	事務
知事	<p>一 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学した後に私立の高等学校等に入学した者に対する就学に係る支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>二 私立の高等学校の専攻科に在学する生徒に対する就学に係る支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>三 私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校の専攻科若しくは中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する生徒又は学生に係る奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>四 不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>
教育委員会	<p>一 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）による高等学校及び中等教育学校の授業料の減免に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>二 高等学校等を退学した後に公立の高等学校等に入学した者に対する就学に係る支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>三 公立の高等学校の専攻科に在学する生徒に対する就学に係る支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>四 国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校の専攻科若しくは中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する生徒又は学生に係る奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>五 特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの</p>